

令和7年度 被扶養者確認調書に関するQ&A

被扶養者確認調書の記入にあたり参考にしてください。

質 問 一 覧

《 確認調書全般に関すること 》【3～4ページ】

Q1	なぜ被扶養者資格の再確認が必要なのですか？
Q2	確認調書や必要書類を提出しない場合、どのようになりますか？
Q3	被扶養者資格が削除となった場合、どのようになりますか？
Q4	今回被扶養者資格が削除となった場合、今後再認定を受けることはできますか？
Q5	社内で確認調書が送られた者と送られていない者がいます。同じように被扶養者がいるのになぜですか？
Q6	確認調書が今年は送られて来ませんでしたが、子が削除要件(就職・結婚・離婚等)に該当していたのにも関わらず、削除の届出を忘れていました。どのようにすればよいですか？
Q7	今まで年金で180万円以上の収入があると指摘されたことはありません。なぜ収入超過と分かるのですか？
Q8	マイナンバーを活用した情報連携システムにより情報収集ができるのであれば、個別に確認調書の提出をする必要がありますか？

《 確認調書記載事項および記入方法等取扱に関すること 》【5～6ページ】

Q9	確認調書に住所が記載されていません。どのようにしたらよいですか？
Q10	確認調書に記載されている住所が転居前の旧住所です。どのようにしたらよいですか？
Q11	氏名の漢字の字体が違っている場合はどのようにしたらよいですか？
Q12	氏名のフリガナが違っている場合はどのようにしたらよいですか？
Q13	生年月日が違っている場合はどのようにしたらよいですか？
Q14	被保険者の押印は不要となったのでしょうか？
Q15	被扶養者になっている家族が記載されていませんが、確認調書に追記して提出する必要がありますか？
Q16	4月1日に就職した子が確認調書に記載されています。どのようにしたらよいですか？
Q17	子が9月25日に就職したので、被扶養者異動届を提出し、削除したのですが確認調書に記載されています。なぜでしょうか？
Q18	私(被保険者)は10月31日に退職しますが、確認調書及び添付書類を提出する必要がありますか？
Q19	妻が11月に就職する予定です。確認調書の提出は必要ですか？

《 添付書類に関すること 》【7～8ページ】

Q20	大学又は各種専門学生および海外の留学生はどのような添付書類が必要ですか？
Q21	大学院生はどのような添付書類が必要ですか？
Q22	私(被保険者)は単身赴任をしており、被扶養者である妻、子、私の母とは別居しています。送金証明書の添付は必要でしょうか？
Q23	最近別居を開始しましたがどのような添付書類が必要ですか？
Q24	住民票上は別居となっているが実際は同居しています。どのような添付書類が必要ですか？
Q25	海外に赴任している被保険者に同行している被扶養者のため、公的な収入証明書が入手できません。どのようにすればよいですか？
Q26	昨年までは年金を受給をしていましたが、65歳になり老齢厚生年金及び老齢基礎年金を繰り下げて受給することにしたため、現在は一切年金を受給していません。繰り下げ受給したことの通知がない場合、どのようにすればよいですか？

《 収入に関すること 》【9～10ページ】

Q27	収入とはどのようなものが該当しますか？
Q28	被扶養者として認定される収入限度額(認定基準額)はいくらですか？
Q29	19～22歳の方(被保険者の配偶者を除く)が被扶養者として認定される収入限度額は年間収入150万円未満とのことですが、いつから適用されるのですか？
Q30	60歳以上の方が被扶養者として認定される収入限度額は年間収入180万円未満とのことですが、いつから適用されるのですか？
Q31	確認調書の年間収入欄について、収入がある場合どのように記入すればよいですか？
Q32	パート・アルバイトによる給与収入がある場合、総支給額(税金控除前)と手取り金額のどちらで判断しますか？また、自営業者は収入金額と所得金額のどちらで判断しますか？
Q33	対象の被扶養者は昨年会社を退職した後、被扶養者に認定され現在は収入がありません。どのように記入したらよいですか？
Q34	妻がパートを始めましたが給与が2ヶ月分しか支給されていません。確認調書の年間収入欄はどのように記入すればよいですか？
Q35	妻は月によって収入のばらつきがあり、確認調書記入時点の直近の数ヶ月間の収入で年間収入を計算すると繁忙期のため認定基準額を超える収入となってしまいます。ただし、今年の年間での収入で計算すると認定基準額を超えない場合は、確認調書の年間収入欄にはどのように記入したらよいですか？
Q36	昨年の収入が認定基準額を超えていたことが判明しました。現在も就労していますが、今年は収入が減少し認定基準額を超えていない場合はどのように記入したらよいですか？
Q37	昨年度一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)が入りましたが、一時的な収入により認定基準額以上となった場合も被扶養者から削除となってしまうのでしょうか？
Q38	自営業の被扶養者で昨年は認定基準を越える収入があったが、今年は収入が減少し超えない見込みの場合、どのような添付書類が必要ですか？ また、廃業に伴い収入が無くなった(減少した)場合は、どのような添付書類が必要ですか？

《 確認調書全般に関すること 》

Q1	なぜ被扶養者資格の再確認が必要なのですか？
A1	健康保険組合は健康保険法施行規則第50条の規定に基づき、毎年、被扶養者資格の再確認を実施しています。再確認は、適正な健康保険加入資格のもとで保険診療を受けていただくため、現在被扶養者となっている方が引き続き被扶養者としての要件を満たしているか確認させていただいています。

Q2	確認調書や必要書類を提出しない場合、どのようになりますか？
A2	期日までに提出がない場合は、当年12月1日付で被扶養者資格が削除となります。 各事業所から当組合への提出期限は当年10月31日までとなっています。お早めに必要書類を入手のうえ、事業所担当者に提出してください。

Q3	被扶養者資格が削除となった場合、どのようになりますか？
A3	当年12月1日以降、当組合の健康保険が使用できなくなります。 なお、12月1日以降に当組合の健康保険を使用してしまった場合には、後日医療費の返還請求を行います。 また、健康診断・保養施設利用等の各種費用補助を受けることができなくなります。

Q4	今回被扶養者資格が削除となった場合、今後再認定を受けることはできますか？
A4	被扶養者認定の時と同様に必要書類(住民票・給与明細等)を入手し、再認定の申請を行うことは可能です。 ただし、当年12月1日付で再認定を受けることはできません。 ＜例＞ 60歳未満の妻のパート収入が130万円以上の場合 今回の確認の結果、12月1日付で被扶養者削除となります。再認定申請を行うためには直近3ヶ月分の給与明細の添付が必要となります。よって、3ヶ月分の給与明細が入手できるまで(最短でも3月まで)は、認定できないこととなります。

Q5	社内で確認調書が送られた者と送られていない者がいます。同じように被扶養者がいるのになぜですか？
A5	マイナンバーを活用した情報連携システムにより、次の対象者を抽出し確認調書を送付しているためです。 ○前年の収入(※1)が130万円以上(※2)と確認された被扶養者 ※1 前年の収入・・・給与収入・年金収入(令和6年度収入のほか令和7年度収入も考慮)・事業所得・不動産所得等の合計 ※2 19～22歳の方(被保険者の配偶者を除く)は150万円以上 60歳以上又は障害者の方は180万円以上 ○被保険者と住民票上で別居していると確認された被扶養者

Q6	確認調書が今年は送られて来ませんでしたが、子が削除要件(就職・結婚・離婚等)に該当していたのにも関わらず、削除の届出を忘れていました。どのようにすればよいですか？
A6	削除の届出漏れが判明した場合は、早急に事業所を経由して「被扶養者異動届」を提出してください。該当の被扶養者が健康保険証または資格確認書をお持ちの場合には添付してください。 なお、遡って資格を削除した場合で、削除日以降に医療機関等に受診していた場合には、その医療費を返還いただきます。当組合に医療費を返還後、新たな医療保険者にその医療費相当分を請求してください。

Q7	今まで年金で180万円以上の収入があると指摘されたことはありません。なぜ収入超過と分かるのですか？
A7	これまで非課税の遺族年金等は、所得課税証明書には記載されないため申出が無い限り把握することができませんでした。令和5年度より、マイナンバーを活用した情報連携システムにて、受給している年金種別および金額を把握できるようになりました。

Q8	マイナンバーを活用した情報連携システムにより情報収集ができるのであれば、個別に確認調書の提出をする必要がありますか？
A8	情報連携システムからは、直近の給与収入や別居している方の仕送り額の情報は提供されません。よって、今回確認調書の対象となった方のうち前年の収入が130万円以上(※)の方については、直近の給与収入を、被保険者と別居している方は仕送り額を確認するため、確認調書の提出をお願いしています。 ※ 19～22歳の方(被保険者の配偶者を除く)は150万円以上 60歳以上又は障害者の方は180万円以上

《 確認調書記載事項および記入方法等取扱に関すること 》

Q9	確認調書に住所が記載されていません。どのようにしたらよいですか？
A9	住民票に記載されている住所を記入してください。(番地、マンション名、文字の大小等も正確に記入) なお、別途事業所を経由して住所(変更)届を提出してください。

Q10	確認調書に記載されている住所が転居前の旧住所です。どのようにしたらよいですか？
A10	旧住所を二重線で抹消し、新住所を記入してください。 なお、住所は住民票に記載されている住所を記入してください。(番地、マンション名、文字の大小等も正確に記入) また、別途事業所を経由して住所(変更)届を提出してください。

Q11	氏名の漢字の字体が違っている場合はどのようにしたらよいですか？
A11	氏名の漢字が違う場合は、誤っている箇所を二重線で抹消し、正しい漢字を記入してください。 なお、別途事業所を経由して氏名・フリガナ変更届(健康保険証または資格確認書をお持ちの場合には、要添付)を提出してください。

Q12	氏名のフリガナが違っている場合はどのようにしたらよいですか？
A12	氏名のフリガナが違う場合は、誤っている箇所を二重線で抹消し、正しいフリガナを記入してください。 なお、別途事業所を経由して氏名・フリガナ変更届を提出してください。

Q13	生年月日が違っている場合はどのようにしたらよいですか？
A13	生年月日が違う場合は、誤っている箇所を二重線で抹消し、正しい生年月日を記入してください。 なお、別途事業所を経由して生年月日訂正届(健康保険証または資格確認書をお持ちの場合には、要添付)を提出してください。

Q14	被保険者の押印は不要となったのでしょうか？
A14	現在は不要となりました。

Q15	被扶養者になっている家族が記載されていませんが、確認調書に追記して提出する必要がありますか？
A15	記載されている方以外の方は確認対象外ですので、追記する必要はありません。

Q16	4月1日に就職した子が確認調書に記載されています。どのようにしたらよいですか？
A16	被扶養者から除く手続きが必要です。事業所を経由して「被扶養者異動届（健康保険証または資格確認書をお持ちの場合には、要添付）」の提出をお願いします。また、確認調書には削除する方を二重線で抹消し備考欄に「4月1日就職のため」と記入のうえ提出してください。 なお、遡って資格を削除した場合は、削除日以降にかかった医療費について返還請求を行います。

Q17	子が9月25日に就職したので、被扶養者異動届を提出し、削除したのですが確認調書に記載されています。なぜでしょうか？
A17	確認調書は令和7年8月25日時点のデータにより作成しているためです。 該当の方を二重線で抹消のうえ、備考欄に「その理由（〇月〇日就職）」及び「異動届提出済」と記入し提出してください。添付書類は必要ありません。

Q18	私（被保険者）は10月31日に退職しますが、確認調書及び添付書類を提出する必要がありますか？
A18	確認調書の封筒の表又は確認調書の余白に「10月31日退職」と記入し、提出してください。添付書類は必要ありません。

Q19	妻が11月に就職する予定です。確認調書の提出は必要ですか？
A19	確認調書の備考欄に「〇〇年〇〇月〇〇日就職」と記入のうえ提出してください。 また、就職日以降に事業所を経由して「被扶養者異動届（健康保険証または資格確認書をお持ちの場合には、要添付）」の提出をお願いします。

《 添付書類に関すること 》

Q20	大学又は各種専門学生および海外の留学生はどのような添付書類が必要ですか？
A20	提出時点で働いている方は「直近3ヶ月分の給与明細書」の写し、令和6年中は働いていたが、提出時点で働いていない方は「退職日の分かるもの」の写しが必要です。 また、被保険者と別居の場合は「学生証」の写し又は「在学証明書」が必要です。海外の留学生も留学先の学生証の写しが必要です。なお、高校生は添付書類は必要ありません。

Q21	大学院生はどのような添付書類が必要ですか？
A21	提出時点で働いている方は「直近3ヶ月分の給与明細書」の写し、令和6年中は働いていたが、提出時点で働いていない方は「退職日の分かるもの」の写しが必要です。 また、被保険者と別居の場合は直近3ヶ月分の仕送りの事実を客観的に確認できる書類が必要です。 具体的には直近の仕送りを行った際の「振込明細書」又は「現金書留(控)」の写し(仕送元、仕送先、仕送額、日付が確認できるもの)が必要です(手渡し不可)。なお、学生証の写しは必要ありません。

Q22	私(被保険者)は単身赴任をしており、被扶養者である妻、子、私の母とは別居しています。送金証明書の添付は必要でしょうか？
A22	単身赴任の場合、被保険者に扶養されている妻、子、母が同居していれば送金証明書の添付は必要ありません。確認調書の備考欄に「単身赴任中」と記入してください。

Q23	最近別居を開始しましたがどのような添付書類が必要ですか？
A23	被保険者と別居の場合は直近3ヶ月分の仕送りの事実を客観的に確認できる書類が必要です。 具体的には直近の仕送りを行った際の「振込明細書」又は「現金書留(控)」の写し(仕送元、仕送先、仕送額、日付が確認できるもの)が必要です。 手渡しでは仕送りの事実を客観的に確認できませんので銀行からの送金又は現金書留による仕送りをしていただき、そのことが確認できる書類を添付してください。

Q24	住民票上は別居となっているが実際は同居しています。どのような添付書類が必要ですか？
A24	確認調書の同居別居の区別欄は「同」に○をしてください。別途「被扶養者認定に関する現況書(当組合ホームページよりダウンロード可能)」の8申立欄等に実際の状況を記入し、事業主の証明を受けたものを添付のうえ提出してください。

Q25	海外に赴任している被保険者に同行している被扶養者のため、公的な収入証明書が入手できません。どのようにすればよいですか？
A25	確認調書に職業、年間収入等を記入し、備考欄に「海外在住のため添付書類の提出はできません」と記入のうえ、余白に事業主の証明を受けたもの提出してください。

Q26	昨年までは年金を受給をしていましたが、65歳になり老齢厚生年金及び老齢基礎年金を繰り下げて受給することにしたため、現在は一切年金を受給していません。繰り下げ受給したことの通知がない場合、どのようにすればよいですか？
A26	備考欄に「年金は繰り下げ受給としたため現在は受給していません」と記入のうえ、提出してください。

《 収入に関すること 》

Q27	収入とはどのようなものが該当しますか？
A27	給与収入・年金収入(老齢年金・障害年金・遺族年金・企業年金・個人年金)・事業所得・不動産所得・各種給付金(傷病手当金・出産手当金・休業補償給付)等があります。

Q28	被扶養者として認定される収入限度額(認定基準額)はいくらですか？
A28	基本的には年間収入130万円未満です。 ただし、19～22歳の方(被保険者の配偶者を除く)は年間収入150万円未満です。 また、60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の方は年間収入180万円未満です。

Q29	19～22歳の方(被保険者の配偶者を除く)が被扶養者として認定される収入限度額は年間収入150万円未満とのことですが、いつから適用されるのですか？
A29	19～22歳の年齢要件については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。 なお、民法の期間に関する規定が準用され、年齢は誕生日の前日において加算されます。 そのため、1月1日生まれ以外の方は、19歳の誕生日を迎える年の1月1日から適用されます。 また、1月1日生まれの方は19歳の誕生日を迎える前年の1月1日から適用されます。 ただし、「年間収入150万円未満」については令和7年10月1日から始まりました。そのため令和7年9月30日以前については適用されません。

Q30	60歳以上の方が被扶養者として認定される収入限度額は年間収入180万円未満とのことですが、いつから適用されるのですか？
A30	60歳の年齢要件については、誕生日の前日から適用されます。

Q31	確認調書の年間収入欄について、収入がある場合どのように記入すればよいですか？
A31	直近の金額等から1ヶ月当たりの平均収入を算出し、12倍して年間収入見込額として算出してください。 <u>※ 前年の収入ではありませんので注意してください。</u>

Q32	パート・アルバイトによる給与収入がある場合、総支給額(税金控除前)と手取り金額のどちらで判断しますか？また、自営業者は収入金額と所得金額のどちらで判断しますか？
A32	パート・アルバイトによる給与収入がある方は、交通費等を含む総支給額(税金等控除前)で判断します。 自営業者は総収入から経費を差し引いた所得額で判断します。

Q33	対象の被扶養者は昨年会社を退職した後、被扶養者に認定され現在は収入がありません。どのように記入したらよいですか？
A33	確認調書の年間収入欄は「無」と記入し、備考欄に「〇〇年〇〇月〇〇日退職」と記入してください。なお、退職日の分かるものの写し(離職票、退職証明書等)を添付してください。 <u>※ 資格喪失証明書は不可です。(退職日の確認ができないため)</u>

Q34	妻がパートを始めましたが給与が2ヶ月分しか支給されていません。確認調書の年間収入欄はどのように記入すればよいですか？
A34	記入時点の年間収入見込みとなります。直近の収入の数ヶ月間の給与から1ヶ月当たりの平均収入を算出し、12倍して年間収入を記入してください。 ＜例＞ 8月給与 80,000円 9月給与 60,000円の場合 $(80,000円 + 60,000円) \div 2 = 70,000円$ (1ヶ月当たり) $70,000円 \times 12 = 840,000円$ (年間収入見込)

Q35	妻は月によって収入のばらつきがあり、確認調書記入時点の直近数ヶ月間の収入で年間収入を計算すると繁忙期のため認定基準額を超える収入となってしまいます。ただし、今年の年間での収入で計算すると認定基準額を超えない場合は、確認調書の年間収入欄にはどのように記入したらよいですか？
A35	繁忙期等で確認調書記入時点の直近数ヶ月間の収入で計算すると認定基準額を超えるものの、年間での収入で見ると認定基準額を超えない場合は、今年1月から直近までの1ヶ月当たりの平均収入を算出し、12倍して年間収入を記入してください。

Q36	昨年の収入が認定基準額を超えていたことが判明しました。現在も就労していますが、今年は収入が減少し認定基準額を超えていない場合はどのように記入したらよいですか？
A36	確認調書の年間収入欄には直近3ヶ月間の収入から1ヶ月当たりの平均収入を算出し、12倍して年間収入を記入してください。また、直近3ヶ月分の「給与明細書」の写しを添付してください。直近3ヶ月以内にパート等へ就いた場合は雇用契約書(写)を併せて添付してください。なお、今年も認定基準額を超える見込みの場合には、当年12月1日付で被扶養者資格が削除となります。

Q37	昨年度一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)が入りましたが、一時的な収入により認定基準額以上となった場合も被扶養者から削除となってしまうのでしょうか？
A37	一時所得(遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など)を除いて認定基準額未満であれば被扶養者資格は継続となります。確認調書の年間収入欄には一時所得を除いた収入を記入し、備考欄には一時的に収入が多くなってしまった理由「遺産相続のため一時所得あり」等を記入のうえ提出してください。

Q38	自営業の被扶養者で去年は認定基準を越える収入があったが、今年は収入が減少し超えない見込みの場合、どのような添付書類が必要ですか？ また、廃業に伴い収入が無くなった(減少した)場合は、どのような添付書類が必要ですか？
A38	収入減少の場合は、確定申告後でないと所得額が確定しないため、当年12月1日付で被扶養者削除となります。事業所を経由して「被扶養者異動届(健康保険証または資格確認書をお持ちの場合には、要添付)」の提出をお願いします。 確定申告後、所得額が認定基準以内であった場合には、その時点で改めて被扶養者加入の申請を行ってください。 廃業した場合は、「廃業届」の写しを添付の上、確認調書の年間収入欄には「廃業後の年間収入見込額(廃業した事業所得以外の給与、年金収入等の合計額)を記入し、備考欄には「〇〇年〇〇月〇〇日廃業」と記入してください。